

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。
〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。〕
- 7 本件工事が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。
- 8 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したICカード以外は認められません。

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋ご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その **余り** に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者 = **落札者**」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

- 3 第 1 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。

- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。

なお、第 2 順位以降の落札候補者が落札者となった場合、電子入札システムでの以後の手続きが行えなくなるため、落札決定通知等はファックス（等）で送付しますので、ご了承ください。

令和3年4月1日から「資本関係又は人的関係申告書」

の提出が不要になります

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、県発注工事について資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を平成31年4月1日から制限しています。

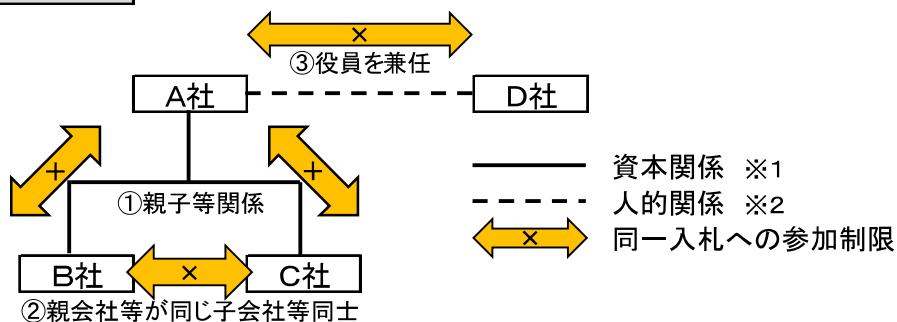
令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件からは、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて入札参加者の資本関係又は人的関係を確認するため、これまで入札案件ごとに提出していただいていた「資本関係又は人的関係申告書」の提出は不要になります。

1 参加制限の概要

神奈川県が実施する工事の条件付き一般競争入札及びいのち貢献度指名競争入札において、同一入札に参加する複数の者の関係が、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する場合、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。

ただし、基準に該当する者のいずれかが、開札前に辞退届の提出を行えば、辞退しない者が行った入札は有効と取り扱うものとします。

イメージ図



※1（資本関係） 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社

※2（人的関係） 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2 基準

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

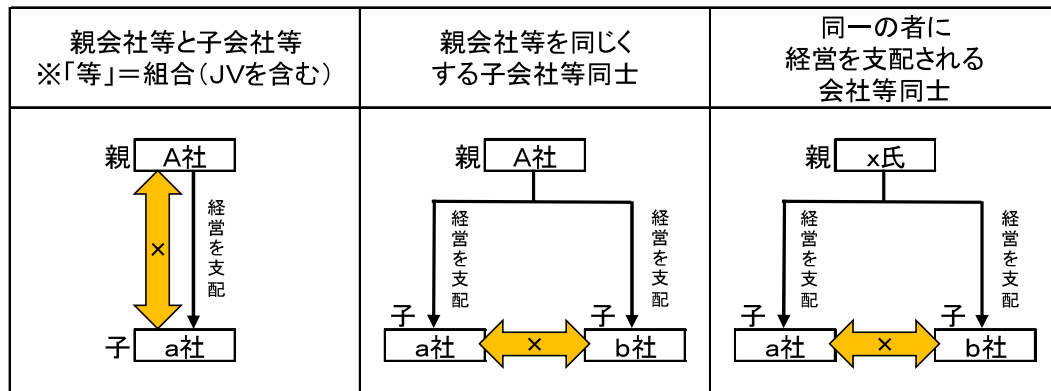
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの



…同一入札への参加制限

「経営を支配」とは

- ① 議決権の 50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有（※ 1）
- ② 議決権の 40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホのいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数の割合（※ 2）が 50%超
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人（※ 3）
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）（※ 4）の割合が 50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
- ③ 自己所有等議決権割合が 50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※ 1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

※ 2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

※ 3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

※ 4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。

（会社法施行規則第 3 条の 2）

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次図中(ア)から(オ)の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

役員を兼任	役員と管財人を兼任	管財人を兼任

※民事再生中の会社及び更生会社を除く

…同一入札への参加制限

「役員」とは

ア 株式会社の取締役(代表取締役を含む)。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ① 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 社外取締役
- ④ 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 指名委員会等設置会社の執行役

ウ 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札案件に参加している場合その他
上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加に係る確認方法

入札担当部署は、競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」を用いて、基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

4 適用の時期

令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、「資本関係又は人的関係申告書」の提出が不要になります。

5 その他

- 競争入札参加資格認定申請時に提出していただいた「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、かながわ電子入札共同システムのHPから電子申請により、変更申請（再申請）を行ってください。また、入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請（再申請）を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。
- 競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない場合は、資本関係又は人的関係が確認できないため、その者の入札は無効となります。
- 入札時に「資本関係又は人的関係情報」の内容に虚偽が判明した場合又は重要な事実が記載されていないことが判明した場合は、神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を講じる場合があります。

問合せ先

県土整備局 事業管理部 県土整備経理課 入札制度グループ

【電話】 045-210-6092（直通）



神奈川県

代表者等が代わられた 事業者の皆様へ



変更手続き中でも、
ICカードで入札に
参加できます!!

／ココが変わった！／

詳細はHPへ！



ICカード 神奈川県

検索



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092 (直通)

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>



神奈川県

KANAGAWA

電子入札に参加される事業者の皆様

設計図書は システムで

ご覧ください



ペーパーレス推進のため、入札に関する設計図書は
「かながわ電子入札共同システム」で配布しています。

電子入札に参加される事業者の方で、システムが閲覧
できない場合は、各発注所属へお問い合わせください。



詳細は、右のQRコードから県HPをご確認ください。

※設計図書の配布方法は、入札案件ごとに異なります。

※各入札案件での配布方法は、「発注概要書」をご確認ください。



問合せ先 神奈川県県土整備経理課 入札制度グループ ☎ 045-210-6092（直通）

HPトップはこちら <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>

令和3年4月1日から工事・工事系委託の 入札及び契約等の手続きの押印が 一部不要となりました

押印の取扱が変更となる様式について

- (1) 入札及び契約等に係る書類（別紙「押印取扱一覧」のとおり）
- (2) 見積書・請求書押印不要（[詳しくは会計局指導課](#)）

別紙「押印取扱一覧」に記載の「押印廃止」（代替手段必要）の様式は、文書の真正性を担保するため、書面に下記の内容の記載をお願いします。

「本件の責任者」

「担当者の氏名」

「連絡先」

※書面に代表者（受任者）の押印をした場合は、責任者等の記載は不要です。

※書面の真正性を担保するため、必要に応じて、身分証等による本人確認や書類の内容について、電話等での確認を行う場合があります。

- ▼ 責任者とは、代表取締役や支店長、営業所長など、社内において権限の委任を受けた役職員とします。
- ▼ 担当者とは、本取引に係る事務担当者とします。責任者と担当者は同じでも構いません。
- ▼ 「契約書」については、法令に基づき、従前どおり「押印」が必須です。
- ▼ 「入札書」について、真正性が確認できない場合は、無効となります

問合せ先

県土整備経理課

入札制度グループ 045-210-6092

経理第二グループ 045-210-6083

様式の改正区分

- ①…㊦やボックスなど、押印欄の削除
※当該書類に「責任者及び担当者等」の氏名及び連絡先を明記。
②…押印欄の削除、及び、約款の条ずれに伴う文言の修正

別紙 押印取扱一覧

要領等名称		様式等名称	押印廃止 (代替手段不要)	押印廃止 (代替手段必要) ※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記	押印 継続	担当課	改正 区分
1	神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要	一般競争入札参加確認申請書	○			県土整備経理課 入札制度グループ	①
2	共同企業体一般競争入札参加確認申請書					県土整備経理課 入札制度グループ	
3	入札公告兼入札説明書	誓約書				県土整備経理課 電子入札グループ	
4	電子入札運用基準	紙入札承認願				県土整備経理課 入札制度グループ	
5	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	委任状	○			県土整備経理課 入札制度グループ	
6	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	入札書及び内訳書（表封筒に押印省略の旨を朱書）				県土整備経理課 入札制度グループ	
7	神奈川県の公共工事に係る入札関係事務処理要領	辞退届				県土整備経理課 入札制度グループ	
8	神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準	第2号様式 工事打合簿				県土整備経理課 経理第二グループ	
9		第5号様式 工事関係者に関する措置決定について				県土整備経理課 経理第二グループ	
10		第6号様式 監督員に関する措置請求について				県土整備経理課 経理第二グループ	
11		第8号様式 工事現場内に搬入した工事材料の工事現場外搬出について				県土整備経理課 経理第二グループ	
12		第9号様式 支給材料又は貸与品の不適当について				県土整備経理課 経理第二グループ	
13		第10号様式 支給材料（貸与品）受領書（借用書）				県土整備経理課 経理第二グループ	
14		第11号様式 支給材料（貸与品）返納書				県土整備経理課 経理第二グループ	
15		第12号様式 設計図書等との不一致等の確認について				県土整備経理課 経理第二グループ	
16		第15号様式 工期の延長について				県土整備経理課 経理第二グループ	
17		第17号様式の2 工期の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
18		第18号様式の2 請負代金額の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
19		第19号様式 不可抗力による損害の状況について				県土整備経理課 経理第二グループ	
20		第19号様式の3 不可抗力による損害の負担について				県土整備経理課 経理第二グループ	
21		第20号様式 引渡書				県土整備経理課 経理第二グループ	
22		第21号様式の2 工事事務物の使用について（同意）				県土整備経理課 経理第二グループ	
23		第22号様式 指定部分工事完成届				県土整備経理課 経理第二グループ	
24		第23号様式 工事履行報告書				県土整備経理課 経理第二グループ	
25		第24号様式 材料検査（確認）願				県土整備経理課 経理第二グループ	
26		第25号様式 監理技術者補佐設置（変更）届				県土整備経理課 経理第二グループ	
27	神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款及び神奈川県公共建築設計業務等標準委託契約約款の運用基準	第2号様式 業務工程表				県土整備経理課 経理第二グループ	
28		第4号様式 管理技術者指定（変更）通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	
29		第5号様式 照査技術者指定（変更）通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	
30		第8号様式 管理技術者に対する措置について				県土整備経理課 経理第二グループ	
31		第9号様式 調査職員に対する措置請求について				県土整備経理課 経理第二グループ	
32		第11号様式 貸与品等借用書（受領書）				県土整備経理課 経理第二グループ	
33		第12号様式 貸与品等返納書				県土整備経理課 経理第二グループ	
34		第13号様式 設計図書等との不一致等の確認について				県土整備経理課 経理第二グループ	
35		第16号様式 履行期間の延長について				県土整備経理課 経理第二グループ	
36		第18号様式の2 履行期間の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
37		第19号様式の2 業務委託料の変更協議について				県土整備経理課 経理第二グループ	
38		第20号様式 不可抗力による損害の状況について				県土整備経理課 経理第二グループ	
39		第20号様式の3 不可抗力による損害の負担について				県土整備経理課 経理第二グループ	
40		第21号様式 委託業務完了通知書				県土整備経理課 経理第二グループ	

要領等名称		様式等名称	押印廃止 (代替手段不要)	押印廃止 (代替手段必要) ※責任者及び担当者等の氏名及び連絡先を明記	押印 継続	担当課	改正 区分	
41	工事請負契約第26条第1項(全体スライド)の増額となる場合の申請手続等について(平成20年8月1日県土整備部通知)	様式1 請負代金額の変更協議の請求	○			県土整備経理課 経理第二グループ	②	
42		様式5-1 工事出来形数量の確認書						
43		様式5-2 工事報告						
44		様式6-1 スライド額の協議						
45	様式1-1 請負代金額変更請求額概算計算書	県土整備経理課 経理第二グループ						
46	様式3 請負代金額変更請求額計算書							
47	様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表							
48	様式6 請負工事既済部分検査請求書							
49	工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の減額となる場合の運用基準	様式3 請負代金額変更請求額計算書				県土整備経理課 経理第二グループ		
50	様式3-1 請負代金額の変更の対象材料計算総括表	県土整備経理課 経理第二グループ						
51	様式1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)							
52	様式5-1 出来形数量の確認書							
53	様式5-2 工事報告							
54	様式6-1 工事請負契約書第26条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)	県土整備経理課 経理第二グループ						
55	公正契約調査会議の設置と談合情報対応マニュアルの作成について(通知)					様式3 誓約書	県土整備経理課 経理第二グループ	
56	県土整備局物品調達等公正契約調査会議設置要綱					様式3 誓約書	県土整備経理課 経理第二グループ	
57	様式3 金銭保証に係る保証委託者について					県土整備経理課 経理第二グループ		
58	新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)						様式6 保管有価証券受領書	
59	様式12 保証書に係る領収書							
60	様式19 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書							
61	様式20 代替履行承諾書					県土整備経理課 経理第二グループ		
62	設計変更事務処理要領	第3号様式 設計変更指示書						
63	中間前金払について	別紙1 確認請求書					県土整備経理課 経理第二グループ	
64	現場代理人の兼務に関する事務取扱いについて	別紙3 現場代理人兼務(変更)届					県土整備経理課 経理第二グループ	
65	別紙4 現場代理人兼務の解除届							
66	別紙6 連絡員設置(変更)							
67	新しい工事履行保証制度の導入と「工事請負契約における契約の保証に関する取扱い」について(通知)	様式1 保管金提出書	○			県土整備経理課 経理第二グループ	改正 なし	
68		様式2 保管有価証券提出書						
69		様式8 保管金返還請求書						
70		様式10 保管有価証券返還請求書						
71		様式11 保管有価証券利札・賦札請求書						
72		様式14 保証書						
73		様式15 保証内容変更契約書						県土整備経理課 経理第二グループ
74		第1号様式 債権譲渡承諾依頼書						
75	第1-1号様式 債権譲渡承諾依頼書							
76	融資実行報告書							
77	第4号様式 工事出来高確認協力依頼書	県土整備経理課 経理第二グループ						
78	公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領					第1号様式 債権譲渡承諾依頼書		県土整備経理課 経理第二グループ
79	第3号様式 工事出来高確認協力依頼書							
80	神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準					特定建設工事共同企業体協定書		県土整備経理課 入札制度グループ

神奈川県発注の公共工事において、

法定福利費を記載した

請負代金内訳書を提出してください

建設業における法定福利費の確保を推進するため、神奈川県公共工事標準請負契約約款を改正し、次の取組を行います。

- 受注者 神奈川県公共工事標準請負契約約款の規定に基づき、法定福利費※¹を記載した「請負代金内訳書」を提出してください。

※1 法定福利費…健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る社会保険料（事業主負担分）

- 発注者 予定価格に含まれる「法定福利費概算額※²」を明示して公表します。

※2 法定福利費概算額…予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は、労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定されます。

提出方法については、神奈川県ホームページ(別紙Q&A)や入札説明書をご確認ください。

《 《 《 注 意 》 》 》

- ▼ 法定福利費の算出に当たっては、国土交通省のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行ってください。

- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めてください。

- ▼ 詳細については、次のURLで確認してください。

(国土交通省ホームページ)

建設業における社会保険加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

4 法定福利費を内訳明示した見積書（上記URLの中段あたり）

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順が掲載されています。

(2) 各団体が作成した標準見積書

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html